平成24年

総務課文書法制係(四826

内線2209 FAX 8 2 2 • 9 2 5 2 **∑** soumu@city.tsuchiura.lg.jp)

制度

の皆さんからの請求に応じ、 で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。 するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正 として公開する仕組みです。 情報公開制度は、『土浦市情報公開条例』に基づき、 市民の皆さんの市政参加を促進 市が保有している情報を原則 市民

請求などができる方

持っている方です。 事業に具体的な利害関係を などの団体、または市の事務 内に通勤・通学する方、市内 に事務所・事業所のある法人 情報の公開を請求できる方 市内に住所のある方、市

開示を求めることができま 『公開の申出』により、情報の より求めた情報が仮に非公開 これら以外の方であって ただし、『公開の申出』に 情報の公開請求に準ずる

> ることはできません。 ような不服申立て(後述)をす となったときは、「請求者」の

請求などの方法

本庁舎2階)で受け付けてい □である情報公開室(市役所 請求は、 情報公開の総合窓

必要事項を記載していただき のときは情報公開申出書)に 報公開請求書(『公開の申出] される情報を特定した後、情 皆さんの相談に応じ、請求

ドできます とができないときは、 ホームページからダウンロ け付けています。(様式は市 メールまたはファクスでも受 都合で情報公開室に来るこ

公開・非公開の決定

その旨を書面でお知らせしま を延長する場合があります 理由と決定できる期日を書面 を延長するときは、 す。(公開・非公開の決定期間 に、公開・非公開を決定し、 内(事由や請求量により日数 日の翌日から起算して14日以 でお知らせしますご 情報公開請求書を受理した 延長する

議のうえ、お知らせした日時

あらかじめ請求者などと協

公開の方法

視聴または写しの交付により

に情報公開室で、情報の閲覧、

行います。

【別表1】請求などの状況 (単位:件)								
実	施機	関	件数	主 な 内 容				
	市長公	室	2	合併特例債に関する情報など				
市	総務	部	8	住居表示に関する情報など				
長	市民生活	部	1	土浦市市民総合補償制度の情報				
部部	保健福祉	止部	0					
	産 業	部	1	国民宿舎「水郷」再生事業に関する報告書				
局	建設	部	1	水道管事業決算書				
	都市整備	請部	8	朝日トンネルに関する情報など				
1.	小計		21					
市	議	会	3	委員会に関する情報など				
教	育委員	会	2	生涯学習館に関する情報など				
消	防	長	0					
監	査 委	員	0					
選	挙管理委員	会	0					
農	業委員	会	0					
2	<u> </u>	H	26					

20 数 5 ※複数の決定1件を含む。

【別表2】請求などに対する決定などの状況

部公開

非公開

不存在

郵送、

立てをすることができます。 政不服審査法に基づく不服申 があるときは、「請求者」は行

その答申を尊重して当該不服 この不服申立てについて 、情報公開審査会に諮問し、

状況は、

情報の非公開の決定に不服

ます。

式によっています。 なお、この公開率は次の算

開件数)/(公開件数+ 公開率=(公開件数+ 部 部公 公

開件数+非公開件数

(単位:件)

27

合 計

請求などに対する決定などの 公開率は100%になってい した(別表1参照)。 これらの 平成24年度の運用状況 この1年間の情報公開の 申出が12件の合計26件で 別表2のとおりで、 請求が14件 広報つちうら

います。

申立てに対する決定などを行

求などの状況は、

個 報保 護制度

その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを 請求することができる仕組みです。 き、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり 個人情報保護制度は、『土浦市個人情報保護条例』に基づ

される市政の推進に資することを目的としています。 個人のプライバシーの保護を図るとともに、 公正で信頼

請求ができる方

代わって請求をすることがで 見人の法定代理人は、 でもすることができます。ま いての請求であれば、どなた 自分に関する個人情報につ 未成年者または成年被後 本人に

請求の方法

出してください。 証明するものを提示または提 ことを証明できる運転免許 の請求書を情報公開室に提出 証、パスポートなどの身分を またはその法定代理人である してください。 請求の内容に応じて、 その際、 本人

開示請求に対する決定

と協議のうえ、

場所で、

個人情報の閲 お知らせした

市

総 市

市 民 生 活

産

建

都 市

会

市長部局

消

合

小

施

長 保 健 福 祉

部

局

視聴またはその写しの交

から起算して14日以内(30日 請求書を受理した日の翌日

> ಶ್<u>ಠ</u> かを決定し、 あります) に開示するかどう を限度として延長するときが 書面で通知しま

ます。 Ιţ なお、 開示できないことがあり 次のような個人情報

れる個人情報 侵害することになると認めら を含み、その者の権利利益を ①請求者以外の者の個人情報

(単位:件)

件数

17

4

5

1

40

7

749

(単位:件)

員

長

会

員 会

計

②個人の評価などに関する個

施 機

業 委

合

内

土地売買契約書の写し

印鑑登録、住所異動に関する情報など

身体障害者手帳に係る診断書・意見書など

火災に関する質問調書など

選挙管理委員会

固定資産評価審査委員会

防

教 育 委 員 숲 124

監

消

議

場合には、 生じるおそれのある個人情報 ③市が行う事務事業の公正か れのある個人情報 どに著しい支障を及ぼすおそ つ適切な執行に著しい支障が (情報であって、 開示されることが決定した あらかじめ請求者 当該評価な

件数

46

53

110

182

41

55

62

2

551

件数

1

2

4

1

8

【別表3】個人情報を取り扱う事務の数

室

部

部

部

部

部

部

課

機 関

務

業

設

整

計

【別表4】開示請求の状況

総 務 部

防

計

関

市民生活部

保健福祉部

計

長

公

長

の際、 免許証、パスポートなどの身 付により開示を行います。 は提出してください。 分を証明するものを提示また であることを証明できる運転 本人または法定代理人

訂正請求に対する決定

ಶ್<u>ಠ</u> を限度として延長する場合が から起算して30日以内(60日 かを決定し、書面で通知しま あります) に訂正するかどう 請求書を受理した日の翌日

削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日

を決定し、書面で通知します。 あります)に削除するかどうか を限度として延長する場合が から起算して30日以内(60

公開の方法

~6のとおりです。

別表3

たは写しの交付により行いま 開室で、 お知らせした日時に情報公 情報の閲覧、 視聴ま

することができます。 審査法に基づく不服申立てを 削除請求に対する決定に対し 行政不服

不服があるときは、 開示請求、

不服申立て

訂正請求および

示請求などの状況は、 平成24年度の運用状況 この1年間の個人情報の開

判断を一律的に行うことがで 次試験の結果については、不 次試験および第2次試験)で 請求』が認められています。 特例として『□頭による開 まれるものであることから、 的であらかじめ開示に関する については、その内容が定型 合格者に関わるものに限る) の総合得点および順位(第1 土浦市職員採用試験(第 一度に多くの請求が見込

【別表5	】開表	示請求	に対する	夬定の状況	2	(単位	: 件)
	開	示	一部開示	非開示	不存在	合	計
件 数		7	1	0	0	8	3

【別表6】口頭による開示請求の状況						
		開示請求期間	開示請求者数			
	第1次試験	平成24年10月15日 ~11月14日	21人(受験者総数 344人)			
	第2次試験	平成24年11月26日 ~12月25日	31人(受験者総数 95人)			